

## 小平市国民健康保険運営協議会について

## 1 設置の趣旨

国民健康保険運営協議会（運営協議会）は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するために設置される市長の諮問機関です。

運営協議会は、国民健康保険事業の運営の適正を図るため、被保険者、保険医、公益、被用者保険等のそれぞれの立場の代表の方に、それぞれの立場から国保事業に関与していただき、必要な意見の交換や調整などを行い、その結果の意見を市長に答申し、市長の判断資料を提供するという役割を果たすものです。

## 2 根拠法令等

- |                                    |      |
|------------------------------------|------|
| (1) 国民健康保険法（第 1 1 条）               | P. 3 |
| (2) 国民健康保険法施行令（第 3 条～第 5 条）        | P. 3 |
| (3) 小平市国民健康保険条例（第 2 条～第 3 条）       | P. 4 |
| (4) 小平市国民健康保険運営協議会規則               | P. 5 |
| (5) 小平市国民健康保険運営協議会の会議の公開に関する事務取扱要領 | P. 7 |

## 3 組織

## (1) 委員の構成

運営協議会は、次の委員によって構成されます。

- |                     |     |
|---------------------|-----|
| ① 被保険者を代表する委員       | 5 人 |
| ② 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 | 5 人 |
| ③ 公益を代表する委員         | 5 人 |
| ④ 被用者保険等被保険者を代表する委員 | 2 人 |

## (2) 委員の任期

委員の任期は 2 年で、補欠の委員の任期は前任者の残任期間です。

## (3) 会長

会長は、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙します。会長に事故があるときは、会長選挙に準じて選挙された委員がその職務を代行します。

## 4 審議事項

運営協議会は、市長の諮問に応じて、国民健康保険事業の運営に関する重要事項について審議します。具体的には、一部負担金（患者負担）の負担割合に関する事、国民健康保険税の税率など賦課に関する事、出産育児一時金や葬祭費などの保険給付の種類及び内容に関する事などが該当します。また、運営協議会は、市長の諮問に応ずるとともに、自ら進んで意見を述べることができます。

## 5 運営協議会の開催

運営協議会は、審議していただく案件に応じて会長が招集し、開催されます。例年、年3回から5回程度、市役所で開催されています。

会議の時間は、午後1時30分から午後3時までを基本としています。

### 【参考】平成24年度の国民健康保険運営協議会開催実績

|     | 開 催 日      | 議 題   |
|-----|------------|---|
| 第1回 | 平成24年8月21日 | (1)平成24年度小平市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)(案)について<br>(2)平成23年度小平市国民健康保険事業特別会計決算の概要について |
| 第2回 | 平成25年1月31日 | (1)平成24年度小平市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(案)について<br>(2)平成25年度小平市国民健康保険事業特別会計予算(案)について |

## 6 運営協議会の委員報酬

運営協議会の委員には、会議の開催毎に報酬として日額12,000円(会長は13,000円)が支払われます。

国民健康保険運営協議会関係法令

国民健康保険法(抜粋)

(昭和33年12月27日法律第192号)

(国民健康保険運営協議会)

第11条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

国民健康保険法施行令(抜粋)

(昭和33年12月27日政令第362号)

(国民健康保険運営協議会の組織)

第3条 国民健康保険運営協議会(第5条第1項及び附則第1条の2において「協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

2 委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

附 則

(協議会を組織する委員の特例)

第1条の2 協議会は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する委員に法附則第10条第1項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

(国民健康保険運営協議会の委員の定数)

第2条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 5人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人
- (3) 公益を代表する委員 5人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

(この規則の目的)

第1条 この規則は、小平市国民健康保険条例(昭和34年条例第9号。以下「条例」という。)第3条に基づき、小平市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(協議会の職務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じて次の事項を審議する。

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事
- (2) 保険税の賦課方法に関する事
- (3) 療養の給付期間に関する事
- (4) 保険給付の種類及び内容に関する事
- (5) 保健施設の実施大綱の策定に関する事
- (6) その他国民健康保険事業運営に関する重要事項

2 協議会は、市長の諮問を受けたときは会議をそのつど開き、すみやかに答申しなければならない。

3 市長は、諮問事項についてあらかじめ会長に通知しなければならない。

(委員の委嘱及び辞任)

第3条 委員は、市長が委嘱する。

2 委員を辞職しようとするときは、理由を記して市長に届け出なければならない。

(書記)

第4条 協議会に書記を置き、市長がこれを命ずる。

2 書記は、会長の指揮を受け、庶務に従事する。

(協議会の招集)

第5条 協議会は、会長が招集する。

(協議会の議長)

第6条 協議会の議長は、会長とする。

(会議の定足数)

第7条 会議は、委員定数の2分の1以上が出席し、かつ、条例第2条各号に規定する委員の1人以上が出席していなければ開催することができない。

(議決の方法)

第8条 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(除斥)

第9条 委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事

に加わることができない。

(関係職員の出席及び資料の提出)

第10条 議長は、議事に関して必要と認めるときは、市長または関係職員に対して説明を求め、または関係資料を提出させることができる。

(会議録の作成保存)

第11条 議長は、書記に会議録を調製させ、これを保存させなければならない。

(会議録の署名)

第12条 前条の会議録は、議長及び議長の指名する2人以上の委員が署名するものとする。

(会議の公開)

第13条 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるときは、議長又は委員の発議により、会議に諮り非公開とすることができる。

2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他会議の公開に関して必要な事項は、別に定める。

附 則(昭和34年9月14日・昭和34年規則第5号)

この規則は、昭和34年10月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日・平成17年規則第33号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

平成17年4月1日

事務執行規程

(趣旨)

第1条 この要領は、小平市国民健康保険運営協議会規則(昭和34年規則第5号。以下「規則」という。)第13条の規定に基づき、小平市国民健康保険運営協議会の会議(以下「会議」という。)の公開に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議開催の事前公表)

第2条 会議の開催は、原則として開催日の10日前までに小平市報及び小平市ホームページに公表する。

2 前項の規定により公表する内容は、会議名、開催日時、開催場所、議題、傍聴の申込方法及び申込期限、傍聴人の定員その他必要な事項とする。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、10人以内とする。ただし、議長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(傍聴の手続)

第4条 傍聴を希望する者(以下「傍聴希望者」という。)には、会議の当日、所定の場所で傍聴申込書に氏名及び住所を記入させ、傍聴させるものとする。

2 傍聴の受付は、会議開催の20分前から行う。

(傍聴人の決定)

第5条 傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定する。

2 傍聴人が定員に満たない場合は、第7条の規定に該当する者を除き傍聴希望者全員を傍聴人として決定する。

(傍聴席の決定)

第6条 傍聴席の決定は、議長が行う。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 会議の妨害になると認められる器具等を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者

- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) その他審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第8条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議の開催中は、傍聴席において静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) けん騒にわたり審議を妨害しないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) 写真撮影、録画及び録音をしないこと。
- (6) 携帯電話等(通信回線に接続した機器等を含む。)の通信機器を使用しないこと。
- (7) その他会場の秩序を乱し、審議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴人の審議資料等の閲覧)

第9条 傍聴人は、傍聴している間、会議に配布された審議資料等(以下「審議資料等」という。)を閲覧することができる。ただし、議長が特に閲覧を必要としないと認める場合は、この限りでない。

- 2 傍聴人は、傍聴終了時に審議資料等を返還しなければならない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人がこの要領に違反していると認められる場合は、議長はこれを静止し、従わないときは当該傍聴人を退場させることができる。

- 2 議長は、規則第13条第1項ただし書の規定により会議を非公開としたときは、傍聴人を退場させるものとする。

(施行期日)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。